

## 英国里親ケアにおけるレジリアンスVI

—Munro 報告以降を中心に—

○ 京都華頂大学 山川 宏和 (6407)

キーワード：レジリアンス里親、高年齢児、早期介入

### 1. 研究目的

平成 24 年 3 月末現在、我が国の里親委託児童数は 4,295 人、ファミリーホーム委託児童数は 671 人となっている（福祉行政報告例）。平成 14 年 3 月末には 2,211 人であったことから、ほぼ倍増（194%増）したことになる。10 年間を比較すると、乳幼児は 157%増であるのに比して、7 歳～12 歳は 209%増、13 歳以上は 232%増で、高年齢児の里親委託が増加していることが分かる。同時に、「社会的養護の現状について」（平成 25 年 3 月・厚生労働省）によれば、里親委託の課題として、①登録里親確保、②実親の同意、③児童の問題の複雑化、④実施体制・実施方針が挙げられている。

里親委託優先原則に基づいて、養護児童への里親委託を進める英国でも、規模の違いはあれ、高年齢児や行動上の問題を持つ児童の増加や、委託里親の確保など、我が国と同様の課題を抱えている。政府レベルでは、教育省の Edward Timpson 児童・家庭政務次官が、2012 年 12 月に「里親への手紙」と題した 2013 年に取り組む改革プログラムを発表した。内容は、新規採用と継続、アセスメントや認定、地方自治体権限の里親への委譲、研修など多岐にわたるものである。一方、地方自治体レベルでは、里親の新規採用に向けた様々な取り組みが行われており、高年齢児への里親委託に焦点を当てた実践も報告されている。そこで、昨年度に引き続き、高年齢児や行動上の問題を持つ児童の養育に必要とされる里親養育の方法はどのようなものであるかを明らかにすることを研究の目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

英国の里親ケアの現状を、統計資料を基に分析し、高年齢児の委託状況や新規里親の確保の問題などを検証する。さらに、イングランド中部に位置する Staffordshire(カウンティ＝我が国の県にあたる)では、高年齢児や行動問題を呈する児童を専門に委託するレジリアンス里親 (resilience foster care) の取り組みが行われている。その概要や実践について、公刊されている文書や自治体の資料などを基に詳述し、肯定的な適応力と定義することができるレジリアンスが、里親ケアにどのように資するのか分析する。なお、ここでは、英国とはイングランドとウェールズを指し、イギリスとは英国にスコットランドと北アイルランドを加えたものを指す。

### 3. 倫理的配慮

公刊されている資料を主として使用するが、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、個人的に情報を知りえた場合は仮名とするなどの倫理的配慮を行う。

#### 4. 研究結果

英国の託置児童 (Looked After Children) 数は、2004年から2009年までは、約60,000人程度で推移してきたが、2011年3月末時点で65,500人、2012年3月末には67,050人へと増加した。年間の延べ託置児童数も、2008年～2011年度までに1万人増加(113%増)している。委託先に占める里親委託の割合も、2010年度の73%から2011年度は75%に上昇した。この背景には、新規里親委託の増加があり、2011年度は28,220人の新規里親委託児童を数え、前年比3%増、2008年と比べると21%も増加している。また、養子縁組も増加しており、2011年度には、前年比12%増の3,450人の児童が養子縁組を行った。

一方、2008年3月末と2012年3月末の年齢別託置児童数を比較すると、乳児が144%増、就学前幼児が134%増、5-9歳が121%増であるのに対し、10-15歳は3%減、16歳以上が111%増と、10歳以上の高年齢児に比べ、低年齢児のほうが増加率は高い。

こうした右肩上がりの託置児童および里親委託の増加は、里親不足を生み、地方自治体による直接委託では間に合わず、民間里親団体を通じての委託の増加(18%(2003年度)→30%(2011年度))につながっている。The Fostering Network(民間里親団体)の試算では、2013年中に、イギリス全体で9,000人の新規里親が必要とされている。

Staffordshireでは、10歳-18歳の児童、特に、里親委託の不調によって入所施設措置となっている児童の養育を専門に行うレジリアンス里親が実践されている。里親歴や結婚歴、性的志向は不問である一方、若者の行動や心理的サポート経験が問われ、フルタイムで里親ケアに従事し、毎月のトレーニングセッションへの参加が義務づけられている。

#### 5. 考察

統計によると、託置が増加しているのは低年齢児であることが分かる。この背景には、Munro報告による早期介入重視の施策もあると考えられるが、高年齢児の増加という「印象」は、主に16歳以上の層の増加からもたらされているといえよう。

Staffordshireのレジリアンス里親の実践からは、里親委託が不調となった高年齢児や行動問題を抱える高年齢児にレジリアンスが有効であり、里親ケアの鍵概念であることを改めて示している。里親ケアのNational Minimum Standards(2011)では、30に上る最低基準が示されているが、「アイデンティティ、潜在能力、多様性の涵養」(最低基準2)として、里親はレジリアンスの促進のための支援を受け、その結果として委託児童は、積極的に自己を捉え、情緒的レジリアンスを備え、自らの背景についての知識を得ることが目指されている。

そのためには、里親委託機関である地方自治体が、里親への支援をこれまで以上に積極的に行うことで、年間13%(The Fostering Network)とも見積もられている里親の離職をいかに防ぐかが重要となってくるであろう。さらに、レジリアンス里親に必要とされる要素や予見しうるリスク(不調や訴訟)についても、さらなる研究が必要となっている。